

福岡県公報

令和元年七月九日
第十九号
増刊
①

目次

再掲

○福岡県精神障がい者措置入院費徴収規則の一部を改正する規則

(健康増進課) …………… 一

再掲

福岡県告示式条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号)第三条において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県精神障がい者措置入院費徴収規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和元年七月一日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第十号

福岡県精神障がい者措置入院費徴収規則の一部を改正する規則

福岡県精神障がい者措置入院費徴収規則(昭和三十七年福岡県規則第一号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「前年分の所得税額(前年分の所得税額が確定していない場合には、前前年分の所得税額。以下同じ。)」を「法第二十九条第一項又は第二十九条の二第一項の規定による入院のあった月の属する年度(当該入院のあった月が四月から六月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。)」の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割(同法第三百二十八条の規定によって課する所得割を除く。)(以下「所得割」という。)の額」に改め、同条第二項中「あつた」を「あ

つた」に改める。

別表中「所得税額」を「所得割の額」に、「一、四七〇、〇〇〇円」を「五六四、〇〇〇円」に、「一、四七〇、〇〇〇円」を「五六四、〇〇〇円」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。